

## 都留市 NPO 法人設立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)を設立しようとする団体に対し、当該 NPO 法人の設立に要する経費について補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、市内に主たる事務所を置き、かつ、構成員の 2 分の 1 以上が市民から構成される団体で、当該年度中に NPO 法人設立に向けての申請を行う団体の代表者とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、NPO 法人の設立に必要な経費の 2 分の 1 に相当する額で、5 万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市 NPO 法人設立支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体概要説明書
- (3) 法人設立経費予算書

(補助金交付決定及び通知)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、都留市 NPO 法人設立支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第 6 条 決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あ

らかじめ都留市 NPO 法人設立支援事業計画変更承認申請書(様式第 3 号)により、市長の承認を受けなければならない。

(補助金実績報告書)

第 7 条 交付決定者は、NPO 法人設立後、都留市 NPO 法人設立支援事業補助金実績報告書(様式第 4 号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人設立経費決算書
- (2) 認証されたことが証明できる書類
- (3) 登記簿謄本の写し

(補助金交付額の決定及び通知)

第 8 条 市長は、実績報告書の審査の結果、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都留市 NPO 法人設立支援事業補助金交付額決定通知書(様式第 5 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金支払)

第 9 条 補助金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、都留市 NPO 法人設立支援事業補助金請求書(様式第 6 号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事業を記載し、又は申請について不正の行為があったとき。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 15 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に設立する NPO 法人について適用する。